福祉生活病院常任委員会 資 料 (生活環境部)

(とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に 関する条例について)

平成24年10月1日(月)

0	地	下	水	に	係	る	都	道	府	県	•	市	町	村	の	取	IJ	組	み	•••	•••	•••	•••	•••	1
	国議					間)	の	調	整	の	現	状	•	立	法	化	の	動				題		
0	各	県	の	動	向	لح	現	状												•••	•••	•••	•••		9
0	土	地	所	有	者	٢	地	下	水	制	限	の	問	題	点	(所	有	権)			•••	1	O
0	県	の	条	例	化	ح	既	に	条	例	化	L	た	自	治	体	٢	の	関	係		•••	•••	1	O
0	農	業	用	水	•	利	用	権	の	問	題								•••	•••	•••	•••	•••	1	1
0	温	泉	法	لح	の	関	連												•••	•••	•••	•••	•••	1	1
0	地	下	水	利	用	ح	地	盤	沈	下														1	1
0	水	循	環	基	本	法	の	概	要															1	3

地下水に係る都道府県、市町村の取組み

平成24年9月21日 水·大気環境課

1 全国の動き(都道府県)

(1)特色ある都道府県

○地下水に係る条例を定めているのは、24 都道府県。(要綱含んで32 都道府県)

・・・別紙1.2

- ○枯渇、地盤沈下、塩水化等の支障が生じている、または生じる恐れのある地域を指定、又は支障の未然防止として規制するものが 23 都道府県で、支障の恐れのない地域で定めるのは熊本県のみ。
- ○熊本県は、近年、水位の低下、亜硝酸窒素等の地下浸透などの課題もあり、一部地域では、届出から許可へ規制を強化したところ(平成24年10月1日から施行)
- ○山梨県は平成24年9月議会で条例制定、長野県は検討委員会を立ち上げ、条例制定の検討中。
- ○本県の条例案は、ミネラルウォーターを製造する企業が立地し、地下水が豊富とされている静岡県、山梨県、熊本県の条例・要綱等と比較検討してきたところ・・・**別紙3**
- ○外国資本の山林買収等の動きに対し、森林法は事後届出となっており、事前に届出を受ける水源地の保全条例の制定も動きもある(北海道、埼玉県、群馬県)・・・**別紙4**

(2) 特色ある市町村・・・別紙5.6

県名	市町名	内
北海道	ニセコ町	H23~森林買収の対策として、地下水採取に許可制を導入、全国へ波及
神奈川県	秦野市	H12~条例上、基金を設置して協力金を積み立てし保全事業を実施
山梨県	北杜市	H16~ミネラルウォーター生産量 日本一の地域で協力金制度を導入
長野県	安曇野町	H22~湧き水量の減少により、研究委員会を立ち上げ条例制定検討中

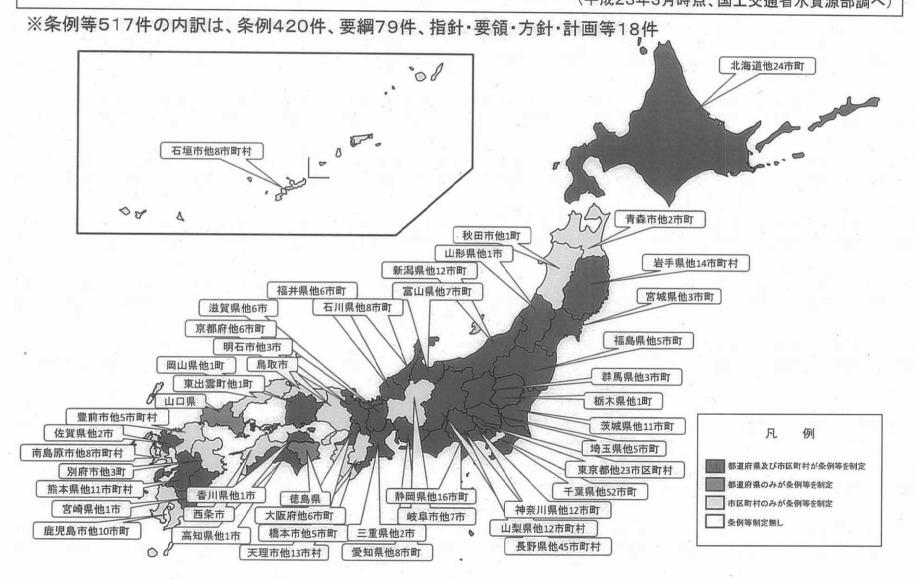
2 鳥取県内の動き

- ○日野郡3町、大山町、智頭町の5町が条例を制定・・・ 別紙7
- ○鳥取市 (H16)、智頭町 (H13)、岩美町 (H2) は各々、水道水源保全条例を制定しており、産業廃棄物処分場、ゴルフ場等の開発にあって、事前協議、設置届、計画変更命令等を規定

別紙 1

地下採取規制・保全等に関する条例等の制定状況

〇32都道府県、385市区町村において、517件の条例・要綱等※が制定されている。 (平成23年3月時点、国土交通省水資源部調べ)



地下水採取規制を持つ都道府県条例一覧

都道府県	冬周夕秋	水源(水		規制種類		吐出口			
名	条例名称	量)保全 目的	許可·届出	命令·勧告	地域指定	断面積 (cm)			
北海道	北海道公害防止条例			勧告	0				
宮城県	公害防止条例		届出	命令•勧告	· ©	6	·命令違反 6月以下懲役、10万円以下罰金 ·届出違反 5万円以下、3万円以下罰金 ·実施制限違反 3万円以下罰金		
山形県	山形県地下水の採取 の適正化に関する条例	, 0	届出	勧告	0	6	·届出違反、立入調査違反 3万円以下罰金		
福島県	福島県生活環境の保 全等に関する条例		届出			(21)	·届出違反 10万円以下、3万円以下罰金		
茨城県	茨城県地下水の採取 の適正化に関する条例	0	許可	命令・勧告	0	(農業 125 その 他50)	·許可、命令違反 1年以下懲役、10万円以下罰金 ·届出、立入調査違反 3万円以下罰金		
群馬県	群馬県の生活環境を保 全する条例		届出	要請	0	(19)	·届出違反 3万円以下過料		
埼玉県	埼玉県生活環境保全 条例	+ T	許可	命令•勧告	0	6	·許可違反 6月以下懲役、50万円以下罰金 ·命令違反 6月以下懲役、50万円以下罰金、20万円以下罰金 ・届出違反 10万円以下罰金、5万円以下過		
千葉県	千葉県環境保全条例	0	許可		0	6	·許可違反 1年以下懲役、50万円以下罰金		
東京都	都民の健康と安全を確 保する環境に関する条		届出	命令	0	6	·命令違反 1年以下懲役、50万円以下罰金 ·届出違反 10万円以下罰金		
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例		許可	命令	0	6	·命令違反 2年以下懲役、100万円以下罰金 ·許可違反 20万円以下罰金		
新潟県	新潟県生活環境の保 全等に関する条例		許可	命令·勧告	· (©		·命令違反 1年以下懲役、50万円以下罰金、6月以下 懲役、30万円以下罰金 ·許可違反 1年以下懲役、50万円以下罰金		
富山県	富山県地下水の採取に 関する条例	0	届出	命令•勧告	. 0	21	·命令違反 1年以下懲役、10万円以下罰金 ·届出違反 5万円以下罰金、3万円以下罰金		
石川県	ふるさと石川の環境を 守り育てる条例	Ó	許可·届出	命令	0		·許可違反、命令違反 10万円以下罰金 ·届出違反 5万円以下罰金、3万円以下罰		
福井県	福井県公害防止条例		届出	勧告		(19.6)			
	静岡県地下水の採取に 関する条例	0	届出	命令·勧告	0	14	·命令違反 10万円以下罰金 ·届出違反 5万円以下罰金、3万円以下罰金		
	県民の生活環境の保 全等に関する条例		許可	命令·勧告	· ©	(6)	·命令違反 1年以下懲役、30万円以下罰 ·許可違反 1年以下懲役、30万円以下罰金 ·届出違反 20万円以下罰金		
	三重県生活環境の保 全に関する条例		許可	命令	0	(6)	許可違反 2年以下懲役、30万円以下罰金命令違反 2年以下懲役、30万円以下罰金届出違反 3月以下懲役、20万円以下罰金、10万円以下罰金		
入阪府	大阪府生活環境の保 全等に関する条例		許可	命令	0	6	·許可違反、命令違反 1年以下懲役、50万円以下罰金 ·届出違反 10万円以下罰金		
	岡山県環境への負荷 の低減に関する条例		4	命令•勧告	- 1		·命令違反 1年以下懲役、10万円以下罰金		
山口県	山口県公害防止条例		届出	命令·勧告	0		·命令違反 6月以下懲役、10万円以下罰金 ·届出違反 3万円以下罰金		
心局乐	徳島県生活環境保全 条例	0	届出	命令·勧告	0	21	·命令違反 6月以下懲役、50万円以下罰金 ·届出違反 20万円以下罰金、10万円以下		
省川県	香川県生活環境の保 全に関する条例	1	届出			19	·届出違反 3万円以下罰金		
	佐賀県環境の保全と創 造に関する条例		届出	命令·勧告	0	0	·届出違反 5万円以下罰金、3万円以下罰 金		
	熊本県地下水保全条 例	0	届出	勧告	0	区域 内6	・届出違反 3万円以下罰金		

[※]地域指定の欄中、「◎」は地域内のみ規制しているもの、「○」は地域外についても規制しているもの ※吐出口の断面積の欄中、括弧書きのものは、規則で定められている数値

全国の地下水が豊富な地域に係る条例等の概要

【総則】

区 分	熊本県	静岡県	山梨県	鳥取県
根拠法令等	条例(適正な採取・合 理的使用・涵養保全)	条例(塩水化)	要綱(地盤沈下)	条例(保全・涵養)
条例の特色	基本理念: 地下水は公共 水、重点地域・指定地域か つ吐出口面積で許可・届出 を併用、許可基準を設定	指定地域毎に吐出口面 積、採取量等の取水基 準を設定	指定地域毎に指導基 準を設定	・一定以上の採取者の届出
条例の目的	汚染防止、適正な採取、合 理的な使用、涵養を設定 し、県民の健康保護、生活 環境の保全を図る	地下水障害の防止及び 地下水源の保全	地下水資源の保護及 び地盤沈下の未然防 止	地下水を将来にわたって 持続的に利用できる環境 の保全
事業者の責務	基本理念の理解、保全、県への協力	取水基準の遵守	指導方針の遵守	環境被害の防止努力 県への協力
県の責務	保全の総合的な施策 市町村との連携、意識高揚	※該当無し	※該当無し	市町村との連携連携 保全、情報提供、意識高揚
県民の責務	保全努力、県への協力	※該当無し	※該当無し	保全努力、県への協力

【地下水の採取】

区分	熊本県	静岡県	山 梨 県	鳥取県
地下水の範 囲	温泉及び可燃性天然ガス溶存 地下水を除外	温泉及び可燃性天然ガ ス溶存地下水を除外	運用上、温泉は除対象 井戸を公用又は公共 用以外のものに限定	温泉及び河川水を除外
採取の届 出・許可	設置箇所、採取量、用途、ストレーナー位置、吐出口断面 積、揚水機原動機出力等	設置箇所、採取量、用 途、ストレーナー位置、 吐出口断面積、揚水機 原動機出力等	設置場所、採取量、ストレーナー位置、吐出 口断面積、揚水機原動 機出力等	設置場所、採取量、ストレ ーナー位置、吐出口断面積、 揚水機原動機出力等
届出対象	届出:吐出口6 cm2 超対象 (指定地域以外 50cm2 超対象) ※H24.10.01~許可導入 重点地域 19cm2 超、重点地域 以外 125 cm 2 超は許可対象	吐出口 14cm2 超を対象	採取量 10m3 以上を 対象	吐出口 14cm2 超を対象
採取量の報 告	毎年1回報告	※毎年2月末日までに 前年揚水量実績を報告	※該当無し	毎年1回
監視・公表	必要に応じて年 1 回以上定期 的に実施・結果公表	※該当無し	※該当無し	協議会でモニタリング・ 結果公表
勧告・罰則等	・地下水量の保全のため特に 必要と認める場合に勧告・内 容の公表 ・命令違反:1年以下の懲役又 は50万円以下の罰金 ・水量測定器の未設置50万円 以下の罰金 ・無届、虚偽届10万円以下の 罰金	・命令違反:10 万円以下の罰金・無届、虚偽届:5 万円以下の罰金	工事の中止又は変更の勧告	・命令違反、無届採取の場合 30 万円以下の罰金 ・無届、虚偽届、水量測定 器の無設置:10 万円以下 の罰金
地域の指定	採取障害のあるまたはおそれ のある地域を市町村長の意見 を聞き指定 (重点地域、指定地域) ※重点は水位の低下	規制地域、適正化地域 を設定 新設には地下水の取水 基準を適用	第1種、第2種採取適 正化地域を設定	地下水の採取により生活環境への被害又はおそれがある場合市町村長及び環境審議会の意見を聞き指定(制限地域)
経過措置	既設井戸の届出は 60 日以内、 許可は3年以内	既設井戸の届出適用	※該当無し	既設井戸は60日以内に届出

2

別紙 4

地下水に関する自治体の条例制定状況

(都道府県レベル)

〇昨年度以降制定された地下水の保全に関する主な条例

熊本県

「熊本県地下水保全条例」の改正 平成24年4月1日より施行・地下水を「公共水」として位置づけ、採取の許可制度導入

【参考】昨年度以降制定された水源地の保全に関する主な条例

N 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(中間など10元/小小花の 木上に関する上は木門
北海道	「北海道水資源の保全に関する条例」 平成24年4月より施行 ・水源地における土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入 (平成24年10月より施行)
埼玉県	「埼玉県水源地域保全条例」 平成24年4月より施行 ・水源地における土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入 (平成24年10月より施行)
群馬県	「群馬県水源地域保全条例(仮称)」 平成24年7月より施行 ・水源地における土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入 (平成24年10年より施行)

鳥取県内の地下水保全等に係る条例等の概要

鳥取県内の					江府町
AND 4X 5K				ті мі	/T (1/1 m)
平成24年9月予定	智頭町:24	1年4月	平成 24 年	E3月	平成 24 年 6 月
称 持続可能な地下水利用に 向けた条例案		条例			地下水採取に関する。例
県、県民、採取者	町、採取者	•		等、事業者、	採取者
県内全域 ただし、右記3町は条文 毎に適用・不 適用を規定	町全域		町全域		町全域 (規制地域=国立公園、 水道水源半径 250mJ 内)
生活用水 非常災害用等の公益上必 要な施設	国、地方公生活用水	洪団体			町の公共用のもの、 の活性化となるもの、 生活用水で必要と認る るもの
長の意見聞取り	-	a 1	工事前に	開催	_
・事前影響調査方法書 (必要に応じて 60 日以内 に変更命令)	-		の掘削 響調査	届により、影 を実施	_
	掘削 → 』	影響調査・揚刃		実施	
採取届出書 事前影響調査結果書	許可申請	届出	請	届出	許可申請
60日以内に届出			後は許可	3 ケ月以内に届出	
吐出口 14cm2 超	吐出口 6 cm2 超	吐出口 6 cm2 以下	吐出口 6 cm2 以 上	左記以外	吐出口 8 cm2 以下
実施制限・審 60 日以内の実施制限 査期間等 必要に応じて変更命令		事着手前の申			60 日(工事着手前の 請期間)
周辺井戸等への影響がある 場合、変更命令等			利用計画	、排水施設、	支障等がないこと 量水器の設置等
完成届(15日以内)	完成届(15	日以内)	完成届(1	5 日以内)	完成届 (14 日以内)
60 日以内に必要に応じて 変更命令	_		半径1km以内の井戸、 水道水源を調査		
○義務付け※既採取者で設置しない者は承認必要	既採取者	も義務付け			○許可基準で規定 既採取者も義務付け
年1回	回 日野町:3	か月毎			_ 1
変更前に届出 (60 日以内の実施制限)					
変更後に届出			同左		= .
は30日以内届出	等は30日月	以内届出	同左		同左
	保全に関す	る重要事項	_		採取等に関する事項
0	Q				0
	0	4)	0		0
枯渇等の際、採取基準等を 設定	6 cm2 超は	町全域	6 cm2 超V	は町全域	国立公園内、水道水海 半径 250m以内
	0		0		_
採取計画書等の変更命令					
採取計画書等の変更命令	0		0		
	0	、氏名公表			0
0	0	人下 -	○同左 命令違反 無許可 2	30 万円以下 0 万円以下 0 万円以下	無許可等 10 万円以下
	持続けた条の 場	平成 24 年 9 月予定 日南頭町: 22 日野町: 23 日東野町: 24 日東野町: 24 日東野町: 25 日東町町: 37 日東町: 37 日東町町: 37 日東町町: 37 日東町: 37 日東町: 37 日東町町: 37 日東町町: 37 日東町町: 37 日東町町: 37 日東町町: 37 日東町町: 37 日東町: 37 日東田: 37	平成 24 年 9 月予定	平成 24 年 9 月予定 日南町: 23 年 12 月 智頭町: 24 年 9 月予定 持続可能な地下水利用に向けた条例案 県、県民、採取者 県、県民、採取者 県内でし、右記3 町は条文毎に適用を規定 生活用水 掘削届と場では、方が大黒ででで、変更命令 の 14 に変更命令 の 2 がないことで、変更命令等 の 3 がないことで、変更の命令等 の 3 がないことで、変更の令の等があるる場合、変更命令等 の 3 がないことで、変更の令の等があるる場合、変更の令の等に応じて変更の令のが変更の令を調査結果を受け、60 日以内に必要に応じて変更の令の場所に関して、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令がないことで、変更の令ので、変更の命ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更の令ので、変更ので、変更ので、変更後に届出で、変更のにおいて、変更ので、変更のにおいて、変更ので、変更ので、変更ので、変更ので、変更ので、変更ので、変更ので、変更を変更ので、変更ので、変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更ので、変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変	田南町: 23 年 12 月

福祉生活常任委員会の照会事項への回答

平成24年10月1日 水·大気環境課

1 国(各省庁間)の調整の現状、立法化の動向・問題点、議論の経緯

○9月現在、議員立法により1法案が国会へ提出され、1法案が提出を検討されている。

○3月焼任、餓貝五伝に	より1伝系が国云、1定山され、1伝系が1定山を快削されている。
区分	内容
地下水の利用の規制	・ 平成 23 年及び平成 24 年通常国会に提出され、H24. 9 月現在、衆議院の
に関する緊急措置法	国会閉会中の審査
案	・ 地下水利用規制が総合的に対策されるまでの緊急措置法案
(衆議院で閉会中審査)	・ 規制地域の指定及び届出、緊急時における地下水の供給や補償等を規定
	・ H19 学識者等が中心となり水制度改革推進市民フォーラムで議論後、H20
	水制度改革国民会議が創設され、請願後、H22 に超党派の水制度改革推
	進議員連盟が創設、議論されてきたところ
	・ 平成24年3月22日に「水を公共性の高い国民の財産」と位置づけるこ
	と等を決定し、各党での手続きを経て、平成 24 年通常国会へ議員立法
 水循環基本法案	で提出する予定だったが未提出
小個垛基平伝系 	(4/10 自民党内閣部会了解、7/5 公明党手続き完了)
	・ 基本理念及び施策は、①水循環の重要性及び水の公共性、②健全な水循
	環への配慮、③流域の総合的管理(流域連合)、④国際的協調 等
	・ 国、地方公共団体(国、他団体と連携)、事業者、国民の責務を規定
	・ 政府は水循環基本計画の策定、内閣に水循環政策本部を設置
	・ 8月1日「水の日」を制定

【国土交通省への確認 9/21 水資源計画課】

- ① 各省庁間の調整の現状
 - →議員立法のため、国・各省庁間の調整はなし。
- ② 法化の動向、課題等
 - →議員立法のため、動向の把握は不可。
- ③ 議論の経緯
 - ・本年3月に、民主党水政策PTにおいて、水循環基本法案を了承。
 - ・超党派議連でも了承とのこと。

2 各県の動向と現状

- ○地下水に係る条例を定めているのは、24 都道府県。(要綱含んで32 都道府県)
- ○枯渇、地盤沈下、塩水化等の支障が生じている、または生じる恐れのある地域を指定、又は支障の未然防止として規制するものが 23 都道府県で、現に大きな支障の生じていない地域で定めているのは、熊本県のみ。
- ○熊本県は近年、水位の低下、亜硝酸窒素等の地下浸透などの課題もあり、一部地域では、許可制の 導入など、規制を強める予定。(平成24年10月1日から施行)
- ○山梨県は平成24年12月議会に条例案を付議予定、長野県は検討委員会を立ち上げ条例の検討中。
- ○本県の条例案は、ミネラルウォーターを製造する企業が立地し、地下水が豊富とされている静岡県、 山梨県、熊本県の条例・要綱等を参考として、検討してきたところ。
- ○外国資本の山林買収等の動きに対して、森林法は事後届出のため、事前届出を受ける水源地保全条例を制定する動きがある。(北海道、埼玉県、群馬県)

3 土地所有者と地下水制限の問題点(所有権)

- ○国土交通省の地下水所管部局とも協議し、次のとおり考えている。
- ○地下水採取により、一端、支障が生じると回復には非常に長期間を要し、また、調査等に多額の経 費を必要とする。このため、地下水環境の保全等により、支障が生ずることを未然防止することが 必要と判断し、条例化により一定の義務を課し、権利を制限する条例を制定したいと考えている。

区分	概 要
戦前の判例	・明治29年3月27日 大審院判決 ・土地所有権に付随する地下水は、土地所有者の自由な使用を当然の条理とした。
戦後の判例	・昭和 41 年 6 月 22 日 松山地方裁判所宇和島支部判決 ・地下水は、一定の土地に固定的に専属するものではなく、地下水脈を通じて流動するものであり、土地所有者に認める地下水利用権限も合理的制約を受けるものとして、地下水を「共同資源」とし、「流動する性質」を法的に認めている。

【根拠法令】

- ○憲法第 29 条(財産権)
 - 1 私有財産権は、これを侵してはならない。
 - 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

地盤沈下防止、地下水環境の保全等の公共の福祉に適合するものであれば条例化可能と判断

〇民法第 206 条(所有権の内容)

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有す。

〇民法第 207 条(土地所有権の範囲)

土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

〇地方自治法第 14 条

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を 除くほか、条例によらなければならない。

4 県の条例化と既に条例化した自治体との関係

- ○智頭町、大山町及び日野郡3町の条例においては、吐出口が県条例のそれより面積が小さく、対象 者も多くなること、また、町条例は許可等を行うことされており、県条例では届出としていること から、県条例の一部(第2章 影響調査、第3章 採取の届出、第4章 採取量の監視、第5章 制 限地域)を県条例第27条に基づき適用除外とする。事業者の重複した手続きも省略できる。
- ○ただし、県条例の対象となる 14cm2 以上の吐出口の設備を有する者の情報については、県条例第 28 条に基づき、当該事業者の存する町へ資料の提出を要請する。

5 農業用水・利用権の問題

- ○本県の農業用水は、河川水の慣行水利権及び許可水利権(河川法)により、利用されているものが多く、本地下水条例では、河川法に定める河川区域に存する井戸から採取する表流水・伏流水・地下水は、対象外としている。(条例第2条第3号)
- ○ただし、ビニールハウスでの畑作等で、畑等敷地内に井戸を設置し、地下水を採取する場合であって、吐出口の断面積が条例に定める面積を有する場合は、届出対象と考えている。
- ○畜産、養鶏、養魚等の場合も、同様。
- ○河川法では、慣行水利権という既得権が認められている。地下水条例では、採取による水位低下等の支障がなければ、既存事業者の採取量を制限することは考えていない。ただし、地下水を新たに採取する場合や採取量を増加する場合で、周辺への影響調査により、水位低下等の支障が生じると判断される場合は、新たに採取する者の採取計画の変更を命ずる等の措置を行う。

【参考事項:水利権と占用料等】

- ○河川の流水は、私権の目的となることができない。(河川法第2条)
- 〇水利権とは、特定目的のために、河川の流水を排他的・独占的に利用する権利であり、河川法第 23 条に基づく河川管理者の許可により成立する権利である。
- ○流水占用料等は、河川法第32条に基づき、都道府県知事が自身の統括する都道府県の区域内に存する河川について、河川法第23条から第25条までの許可を受けた者から徴収することができる公物の使用料等であり、鳥取県流水占用料等徴収条例第3条第2号の規定により、農業用に係る占用料等は減免されている。

6 温泉法との関連

- ○温泉法(昭和 23 年)は、貴重な資源である温泉の保護を図るため、掘削、増堀及び動力装置の設置に対して、知事の許可制を取っている。ただし、ゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすとき等は、不許可とすることができる。必要な場合は知事が採取制限を命ずることができる。
- ○地下水条例では、第2条に地下水を定義し、温泉を除外している。これは、温泉法の第3条(土地の掘削の許可)及び第4条(許可の基準)に基づき、知事が許可・不許可を判断し、その持続可能な利用が担保されているためである。
- ○熊本県も同様の理由により、地下水保全条例の対象外としている。
- ○民法の原則では、温泉は地下水と同じく土地所有者は自由に利用・処分できることとなるが、温泉 は特別な利用価値を持っているため、古くから土地所有権とは別個の権利として取り扱われる慣行 があり、判例も温泉権を慣行法上の物権としている。

7 地下水利用と地盤沈下

○鳥取県内では、鳥取平野において、過去、地盤沈下が発生し、長期間の調査等を実施し、その沈静化を確認しているところであるが、沈静化の要因としては、近隣での地下水採取の中止(H12)と考えている。

<鳥取平野の状況>

- ◇S40~45 年の 5 年間、鳥取市本町にある一級水準点(遷喬小学校)で、13.8 センチメートルの 地盤沈下を観測。
- ◇その後、S48年に有識者で構成する地盤沈下協議会を設置したり、S51~53年には県と国土地理院で共同調査を実施する等H16年まで沈下量を継続調査を実施したが、その後は沈静化したため県の調査は終了。

(鳥取平野における年間沈下量の経緯)

・S46~S59年・S60~H8年・H9~H10年2センチメートル未満1センチメートル未満

・H11~H16年 0.5 センチメートル未満となり、沈静化したものとして H16 で調査終了

【参考:全国の概要】

○全国的にも、高度経済成長期に、地下水採取により全国で地盤沈下が発生し、その対策及び防止を 図るため、次のとおり法が定められている。

〇工業用水法(昭和31年)

地下水の採取により地盤沈下が発生し、かつ工業用水としての地下水利用量が多く、その合理的な利用を確保する必要がある地域において、その地域を指定し、一定規模以上の工業用井戸について許可基準を定める。

宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の 10 都府県 63 市町村

〇建築用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年)

地下水の採取により地盤が沈下し、それに伴い高潮、出水等による災害が発生するおそれがある地域を指定し、一定規模以上の建築物井戸について許可基準を定める。

大阪府、東京都、埼玉県、千葉県の4都府県4地域

○環境省の全国データ(昭和53年度から開始)は次のとおりであり、沈下は沈静化傾向である。

年度	年間2cm 以上 沈下した地域	沈下した面積	沈下した地域
昭和 53	28	1,946km2	省略
平成 22	6	5.5km2	福岡、栃木、埼玉、茨城、千葉、北海道

水循環基本法案の概要

目的(第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

1. 水循環

定義(第2条)

- →水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
- 2. 健全な水循環
 - →人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念 (第3条)

1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

- ○国・地方公共団体等の責務(第4条~第7条)
- ○関係者相互の連携及び協力 (第8条)

○施策の基本方針(第9条)

○水の日(8月1日) (第10条)

○法制上の措置等(第11条)

○年次報告(第12条)

水循環基本計画 (第13条)

基本的施策 (第14条~第21条)

- 1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 3. 流域連携の推進等
- 4. 健全な水循環に関する教育の推進等
- 5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 7. 科学技術の振興
- 8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部 (第22条~第30条)

〇水循環に関する施策を集中的かつ総合的に

推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案 並びに総合調整

組織

本部長 : 内閣総理大臣 副本部長: 内閣官房長官

水循環政策担当大臣

本部員 :全ての国務大臣